

ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会  
母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針及び  
平成 26 年改正法の改正後の施策の実施状況について

【第 14 回】12 月 12 日(木) 発表者 全国母子生活支援施設協議会 副会長 芹澤出

## 1. 基本方針について

DV 被害者、障害や疾患、児童虐待リスクなどの特別の支援が必要な母子世帯を保護し支援する施設として母子生活支援施設があります。市区町村財政の逼迫等により十分な活用がなされていない現状がありますが、母子生活支援施設がもつ機能を活用し、地域のひとり親家庭支援を行うことは、大変効果的な施策につながります。これを踏まえ、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」には、次のことを明記すべきです。

特別な支援が必要な母子世帯（DV 被害者、障害や疾患、児童虐待リスク等）については、母子生活支援施設の積極的な利用を勧奨し、適切に保護すること。また、一律に利用期間を限定するのではなく、ソーシャルワーク機能を活用した適切なアセスメントに基づき、必要な保護を実施すること。地域の実情を踏まえ、地域のひとり親家庭支援の拠点として母子生活支援施設を積極的に位置づけること。

## 2. 平成 26 年改正法の改正後の施行状況等について

子どもの貧困世帯におけるひとり親家庭の割合

平成 27 年の子どもの貧困率 13.9% ひとり親の貧困率 50.8%

平成 27 年の国民生活基礎調査（単位:千世帯）

夫婦と子供だけの世帯	14,820 世帯
ひとり親と未婚の子だけの世帯	3,626 世帯
三世帯世帯	3,264 世帯
有子世帯 合計	21,710 世帯

< 芹澤試算 >

有子世帯 合計（21,710 世帯）× 貧困率（13.9%） = 3,018 世帯

ひとり親世帯（3,626 世帯）× 貧困率（50.8%） = 1,842 世帯

貧困ひとり親世帯（1,842 世帯）÷ 貧困有子世帯（3,018 世帯）× 100 = 61.0%

子どもの貧困世帯の内、ひとり親世帯の割合は 61.0%であり、子どもの貧困問題解決にはひとり親世帯の貧困解消が大きなウエイトを占めます。

また、様々な要因から貧困世帯に児童虐待が多く発生しているとの指摘があります。児童虐待防止のためには、母子がともに生活しながら必要な支援を受けられることができる、母子生活支援施設機能を活用した保護の促進と支援体制の充実を図ることが有効です。

ひとり親家庭の現状（支援がつながりにくい）

厳しい経済状況（50.8%が貧困世帯）

母 81.8%が就労

ひとり親に対する社会の偏見や差別

相談相手がいない（時間と余裕がない）

子どもの学習課題（経済格差と学力格差）

その他（DV・離婚問題・借金・体調不良）

地域支援に活用できる母子生活支援施設機能（実施実績のあるもの）

（子どもへの支援）

学習支援（奨学金の案内や申請のサポートを含む）

居場所づくり

子ども食堂

乳幼児保育、学童保育

（母親への支援）

相談機能

就労活動支援

カウンセリング

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

食材提供

母子生活支援施設機能を活用した地域のひとり親支援のメリット

夜間・休日を含めた相談支援態勢が取れる（つながる）

産前から産後にかけて妊産婦支援、母親の支援、乳幼児から幅広い年齢層の子ども支援、また世帯全員に対し支援の提供ができる（切れ目のない支援）

相談、食材提供、保育、学習、居場所作り等施設機能を活用した支援の提供（総合的包括的支援）

### 3. ひとり親家庭支援策の取組状況、課題等について

ひとり親家庭に対する支援施策が展開されていますが、ひとり親家庭に十分活用されていない現状があります。このような状況を改善するためには、身近な地域で日常的に気軽に相談し、必要な支援を受けることのできる相談支援体制の構築が不可欠であり、夜間、休日でも相談対応が可能で、必要な時には保育や同行、代行、訪問支援など様々な支援を提供できる母子生活支援施設の機能の活用が大変有効です。母子生活支援施設には、様々な研修や訓練を受け、知識や経験をもつ保育士や社会福祉士、心理専門員等がいます。また、日常的に福祉事務所を始めとする様々な関係機関との連携も行っており、母子生活支援施設の機能を活用した地域のひとり親家庭支援はまさに的策です。